

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部環境課長
(公 印 省 略)

令和8年度アスベスト対策研修会の開催等について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

1 令和8年度アスベスト対策研修会の開催について

このたび、適切なアスベスト対策の実施に資することを目的とし、建築物所有者、解体工事業者等の方々を対象とした標記研修会を別添1のとおり開催しますので、奮って御参加ください。

2 石綿事前調査制度等の貴団体会員様への周知について

改正大気汚染防止法により、建築物等の解体、改造、補修を行う場合は、事前に石綿の有無を調査（原則として、**すべての解体等工事が対象**）し、一定規模以上の工事の場合は事前調査の結果を都道府県等に報告する必要があります。

さらに、**令和8年1月1日以降に着工する工事**については、一部の工作物の石綿事前調査は有資格者が行う必要があります。（詳しくは、別添2及び別添3の環境省のチラシ及びリーフレットを御参照ください。）

また、改正フロン排出抑制法により、機器を廃棄する際にフロン類を回収しない違反は直接罰の対象となるなど、機器廃棄時の規制が強化されています。（詳しくは、別添4のリーフレットを御参照ください。）

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴団体のホームページ、機関誌、Facebook、X等のSNS又はメールマガジン等において、貴団体会員様への周知について御協力いただきますようお願いいたします。（機関紙等への掲載にあたり、原稿作成の御依頼をいただければ対応させていただきます。また、貴団体主催の講習会等での講演についても対応させていただきます。）

<添付資料>

- ・（別添1）研修会案内チラシ
- ・（別紙）参加申込用紙（Mail・FAX・郵送・窓口申込用）
- ・（別添2）工作物石綿事前調査制度チラシ※1
- ・（別添3）建築物石綿事前調査リーフレット※1
- ・（別添4）業務用の冷凍空調機器の管理者向けリーフレット※2

- ※1 環境省のチラシ及びリーフレットについては、環境省ホームページの「石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料」のページからダウンロードが可能です。
- ※2 フロン排出抑制法に係るリーフレット等については、「フロン排出抑制法ポータルサイト」からダウンロードが可能です。

問合せ先

大気・交通環境グループ 宮澤、河島、清野

電 話 (045)210-4111

ファクシミリ (045)210-8846

E-mail taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp